平成２５年（フ）第５９２号
東京都八王子市小比企町834番地ホシナレジデンス102号
債務者　佐藤　昌彦
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　久宣
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９３号
東京都八王子市小比企町834番地ホシナレジデンス102号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　久宣
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７号
長野県千曲市大字内川599番地１　ブランディングズ・キャッスル105号
債務者　ＩＫＥＤＡＣＨＡＮＲＡＭ
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５０２号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目19番27号
債務者　小笹　幸元
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０４号
神戸市垂水区つつじが丘５丁目24番地の１ハイムアゼーリア202号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘４丁目１番地の１　名谷つつじが丘アネックス201号
債務者　三徳商事ことＹＣ・ＪＡＰＡＮこと林田　克徳
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７９号
仙台市太白区八木山南６丁目２番地の１
債務者　小山日出男
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
滋賀県守山市今浜町2620番地99　琵琶湖アーバンリゾートＩ番館833号
債務者　三谷　信夫
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０８号
兵庫県伊丹市高台３丁目41番地１　フィオーレデルスッド202号、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目55番地１
債務者　栗田　英幸
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
兵庫県宝塚市泉町３番２―203号
債務者　執行　祐司
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
岡山市南区浜野２丁目７番33号
債務者　光岡　恒美
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６９号
岡山市南区並木町２丁目６番21号
債務者　原野　　博
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３８号
広島市東区中山上２丁目11番１―203号、申立時の住所広島市東区戸坂大上４丁目19番21号
債務者　小早川　弘
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大植　　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３９号
広島市東区中山上２丁目11番１―203号、申立時の住所広島市東区戸坂大上４丁目19番21号
債務者　小早川政子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大植　　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１号
高知市薊野650番地
債務者　久保　利勝
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　真由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０２号
神戸市西区水谷１丁目１番19号、前住所神戸市西区美賀多台８丁目２番地の17
債務者　安藤　義胤
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
神戸市西区伊川谷町有瀬585番地の１　ライオンズマンション西神戸1002号、前住所兵庫県加西市繁昌町1550番地の34
債務者　衣川　祐三
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　隆久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係